

## 消防用設備の点検基準改正 について

—西日本防災システム

平成28年2月26日

## 改正背景

平成22年、新潟県で発生した火災に於いて、移動式粉末消火設備の加圧用ガス容器のバルフが開放できない事案が発生したため、点検要領の一部が改正されました。

## 改正内容

ハロゲン化物消火設備の加圧式ハロゲン化物消火薬剤貯蔵容器及び加圧式の粉末消火設備の粉末消火薬剤貯蔵容器の点検基準において、

- 加圧用ガス容器の**バルフ類**が点検対象に追加されました。
- 移動式粉末消火設備については、加圧用ガス容器のバルフ類の**開放点検**を実施することとなりました。

平成28年6月1日から 実施

## 点検概要

機器点検において、加圧用ガス容器のバルフ類の開放点検を実施し、容器弁の開放が容易に出来ることを確認します。



移動式粉末消火設備等の点検要領 について

—西日本防災システム

追加された点検項目と点検方法、判定方法は下記の通りです。



点検項目		点検方法	判定方法
加圧式 ハロゲン 化物消 火薬剤 貯蔵容 器 加圧式 粉末消 火薬剤 貯蔵容 器	加圧用 ガス容 器等	バルブ 類  目視及び次の手順により確認  ① 加圧用ガス容器の容器弁の 消火薬剤貯蔵タンクに接続する 部分を密栓する。 ② バルブ類を手動操作し容器 弁を開放する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないことを 確認。 イ バルブの開閉位置が正常であり、開閉 操作が容易にできること 等を確認。

備考:注意点:

- 点検後のバルブの開閉状態の確認を行なう事。
- 開閉操作が容易に出来ることを確認された、消火薬剤貯蔵タンク、放出弁、加圧用ガス容器等の構成機器に変形、損傷、著しい腐食等がない事が確認されたものにあつては、①②の開閉操作の確認点検を省略する事ができます。

容器弁バルブ類点検済証の貼付を証とします。

1

加圧用ガスポンベを取り外す

2

密栓を取付ける

3

容器弁の操作の確認を行なう



## 容器弁の開放点検 について

—西日本防災システム

容器弁 バルブ類点検済証

NBS  
119



この点検済証が貼付されている設備については、

貯蔵タンク、放出弁、加圧用ガス容器等に

**!** 著しい損傷、腐食が見られない場合、以後の点検を省略できます。

経過措置

平成31年5月31日までは、従前の基準による点検を実施できますが、この間に全ての対象設備がバルブ類点検を終えるように、各防火対象物ごとに計画的に実施してください。



西日本防災システム  
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd  
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ 